

# 「神戸市療育手帳制度実施要綱等の一部改正」に対する意見の内容 及び意見に対する市の考え方

○ 実施期間：令和3年11月26日（金）から12月27日（月）まで

○ 意見数：1人・14件

No.	意見の内容	神戸市の考え方
1	<p>要綱（案） 第2条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）又は、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により、本市の介護給付費等により市外の入所施設に入所している知的障害者については、前項の規定にかかわらず、本市の区域内に住所を有するものとみなし、交付対象者とする。 ⇒神戸市外（以下、市外）の里親に委託された児童は交付対象外か？</p>	<p>知的障害者福祉法第9条の規定によりますが、実状を踏まえて対応しています。</p>
2	<p>要綱（案） 第4条 手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者（親権を行なう者、配偶者、後見人その他の者で知的障害者を現に保護している者を言う。以下同じ）は、療育手帳交付申請書（以下「申請書」という。）を、その居住地を管轄する福祉事務所長を経由して、市長に申請する。 ⇒市外に住所を有する対象者は市外の福祉事務所長を経由するのか？</p>	<p>「療育手帳制度について」（昭和48年厚生事務次官通知）および「療育手帳制度の実施について」（昭和48年厚生省児童家庭局長通知）に基づいています。</p>
3	<p>要綱（案） 第5条 3 市外の児童相談所及び知的障害者更生相談所において既に判定が行われている時は、当該判定の結果に基づき判定書に必要事項を記入して差し支えないものとする。 4 判定機関の長は、交付対象者について、神戸市総合療育センター、神戸市東部療育センター、神戸市西部療育センター、こうべ学びの支援センターにおいて知的能力の評価が行われているときは、当該評価の結果をもって前項の判定に代えることができるものとする。 ⇒「既に」とはいつまでさかのぼれるか？</p>	<p>市外の児童相談所及び知的障害者更生相談所において既に療育手帳判定が行われている場合は、当該児童相談所及び知的障害者更生相談所が定めた次期判定年月に到達していなければ、原則その判定を活用します。 知的能力の評価が、神戸市総合療育センター、神戸市東部療育センター、神戸市西部療育センター、こうべ学びの支援センターにおいて行われている場合は、児童の年齢に応じ、概ね6か月～1年さかのぼります。</p>
4	<p>要綱（案） 第7条 手帳には、次の事項を記載する。 （1）知的障害者の氏名、住所、生年月日及び性別 （4）旅客運賃割引の種別（第1種、第2種）及び航空運賃の割引の種別 ⇒性別の記載は不要ではないか？ 航空運賃の割</p>	<p>航空運賃割引の種別の記載は削除します。 性別の記載は療育手帳の記載事項として必須ではないため、削除を検討しています。</p>

	引の種別の記載は不要になったのでは？	
5	<p>要綱（案）</p> <p>第9条 手帳の交付を受けた者は、判定機関の長が定める「次の判定月日」に達したときに、療育手帳再判定申請書（以下「再判定申請書」という。）により、福祉事務所を経由して判定機関の判定を受けなければならない。</p> <p>⇒「次の判定月日」は「障害程度の確認に関する事項」として市の交付台帳に記載されるが、第7条の（手帳の記載事項）には、「次の判定年月」が事項として挙げられていない。手帳所持者はどのようにして次の判定年月に達したことを知るか？</p>	<p>「次の判定年月」へ変更します。</p> <p>また、第7条の手帳の記載事項に、「次の判定年月」を追加します。</p> <p>次の判定年月が近づけば、管轄の福祉事務所より、被交付者に再判定期日が到来することを通知しています。</p>
6	<p>要綱（案）</p> <p>第9条</p> <p>2 手帳の交付を受けた者（以下「被交付者」という。）又はその保護者は、手帳の交付後、被交付者の知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときに、手帳の更新の申請をすることができる。</p> <p>⇒「更新」と「再判定」の内容が同じならば、どちらかに統一するほうがいいのではないか？</p>	<p>「再判定」に統一します。</p>
7	<p>要綱（案）</p> <p>第11条 手帳の紛失又は破損により手帳の再交付を受けようとするときは、当該知的障害者又はその保護者は、療育手帳再交付申請書により、福祉事務所長を経由して、市長に申請する。</p> <p>⇒偽りの再交付を抑制するために、紛失の場合の警察への紛失届での提出は必要ではないか？ 再交付申請書が紛失届に相当すると解するのか？</p>	<p>紛失届の取り扱いについては要綱ではなく、事務処理手続きとして検討します。</p>
8	<p>要綱（案）</p> <p>第12条</p> <p>2 市長は、療育手帳の交付を受けた知的障害者が、次の各号のいずれかに該当するときは、手帳の交付を受けた知的障害者に対し、療育手帳を返還するよう命ずることができる。</p> <p>(1) 正当な理由なく第9条に規定する療育手帳の更新を申請しなかったとき</p> <p>(2) 療育手帳の更新の申請に係る判定を受けなかったとき</p> <p>3 市長は、次に掲げる場合には、交付台帳から当該手帳に関する記載事項を抹消する。</p> <p>(1) 第1項の規定により手帳の返還を受けたとき。又は第1項の規定による手帳の返還がなく、かつ、第1項第2号又は第3号に該当する事実が判明したとき</p> <p>(2) 第2項の規定により手帳の返還を命じたとき</p>	<p>更新手続きの遺漏がないように対応してまいります。</p> <p>記載事項の抹消は、第三者に知らせることはしません。</p>

	⇒どれくらいの期間、更新の手続きをしないとに命ずるのか？ 記載事項の抹消はどのように第三者に周知するのか、しないのか？	
9	判定基準（案） I 判定の原則 「障害程度は、知的能力と社会生活能力等からの総合判断」（神戸市療育手帳制度実施要綱）とする。 ⇒「等からの」の等は何が想定されているのか？	医学的判定や18歳未満の障害根拠を含みます。
10	判定基準（案） II 障害程度の判定基準表 ⇒知的能力と社会生活能力のクロス判定が、より障害の軽いほうを基準としている。福祉という観点から障害の重いほうを基準とするほうがいいのではないかと。また、判断がより客観的な知的能力を優先するほうがいいのではないかと。	判定基準については、ICD-11（WHOによる国際疾病分類）における知的障害の定義を参考にして検討しております。  ご意見ありがとうございます。今後の参考にさせていただきます。
11	判定基準（案） I 判定の原則 （2）社会生活能力は、「S-M社会生活能力検査」又は「社会生活能力調査表」等により測定する。 ⇒「S-M社会生活能力検査」の適応年齢は中学生までだが、高校生年齢は「社会生活能力調査表を用いるのか？」「社会生活能力調査表」は標準化されたものなのか？要綱では知的能力の基準は示されているが、測定された社会生活能力の最重度～軽度までの数値基準はどうなっているのか？社会生活能力については、支援を必要としているかどうかの判断基準とするだけでよく、障害程度の基準にする必要はないと考えます。	概ね中学生までは主に「SM社会生活能力検査」を、高校生年齢以上は「社会生活能力調査表」を使用しています。「SM社会生活能力検査」で測定された数値は知的能力の基準に準じて評価しています。 「社会生活能力調査表」は、「心身障害の判定指標の開発に関する研究（昭和61年度厚生省心身障害研究）」で報告されている社会生活能力の評価表及び社会生活能力表に基づいており、本市が使用している「社会生活能力調査表」は、平成17年2月に全国知的障害者更生相談所所長協議会療育手帳判定基準ガイドライン検討委員会で作成された「療育手帳判定基準ガイドライン（案）」で示されたもので、複数の自治体で使用されています。
12	判定基準（案） III 障害程度がIIの判定基準表に該当しない場合は、次に掲げる方法により判定する。 (1) 自閉スペクトラム症である。 (2) 社会生活能力に遅滞があり、社会生活を送る上で支援が必要である。 ⇒知的障害に該当しないのに、療育手帳を交付する理由はないでしょうか？ 国は発達障害者を精神保健福祉手帳の対象としているのではないのでしょうか？	平成22年9月総務省通知「発達障がい者に対する療育手帳の交付について」を踏まえて療育手帳の判定基準を検討しました。
13	⇒発達障害者にも交付するとしても、自閉スペクトラム症に限定するのは、どのような理由からでしょうか？ ADHDは対象外なので、「自閉スペクトラム症」の診断を誘発はしませんか？ 主治医意見書および主治医診断確認書には診断根拠が記載されませんか。診断根拠を求めるほうがいいのではないのでしょうか？	自閉スペクトラム症は社会性の問題が大きく、主に福祉領域での支援が中心となるため、本市では自閉スペクトラム症を療育手帳の対象としています。

<p>14</p>	<p>判定基準（案）        III-2        (3) 下記の①②のいずれかに該当する        ① ウェクスラー式知能検査の言語性 IQ、動作性 IQ のどちらか、又は指標・群指数・合成得点のいずれかが75以下である。        ② 新版K式発達検査の「認知・適応領域」のDQ、「言語・社会領域」のDQのいずれかが75以下である。        ⇒ウェクスラー式知能検査は最新のものでなくともいいの？WISC-3からWISC-4に改定する時に、因子分析で検討すると、妥当性が低いという理由で言語性IQ、動作性IQは廃止されています。また、新版K式発達検査の「認知・適応領域」のDQと「言語・社会領域」のDQに差があることが、臨床的に意味を持つという研究結果があるのでしょうか？        検査種類を限定するということは、神戸市こども家庭センターあるいは神戸市障害者更生相談所で検査を受けることを意味するのでしょうか？        知的障害と判断されない指数76以上の人に療育手帳を交付する目的が、精神保健福祉手帳では交通関係のサービスが受けられないことが理由ならば、市独自で精神保健福祉手帳のサービスを拡大する、あるいは国に精神保健福祉手帳で受けられる福祉政策の拡大を求めるのが筋でしょう。</p>	<p>ウェクスラー式知能検査については、最新のもので評価することが適当と考えています。        新版K式発達検査の領域間のDQに差があることの臨床的意味について、新版K式発達検査の各領域における差は、検査を受けた者（児）の背景にある発達特性を知るうえで有用と考えています。        療育手帳の判定にかかる検査は、原則として、判定機関である神戸市こども家庭センターと神戸市障害者更生相談所において実施します         ご意見を参考にさせていただき、今後も市の福祉施策向上に努めてまいります。</p>
-----------	--	---